







ときは、新本籍地の市町村長にこれを送付し、且つ、その書類によつてした戸籍の記載は、これを消除して、戸籍にその事由を記載しなければならない。

**第四十二条** 戸籍の全部若しくは一部又はその記載を消除するには、附録第八号様式によつて、新本籍地の市町村長が、前項の書類の送付を受けたときは、これによつて戸籍の記載をしなければならない。

**第四十三条** 同一の事件について、数人の届出人から各別に届出があつた場合に、後に受理した届出によつて戸籍の記載をしたときは、前に受理した届出に基いてその戸籍の訂正をしなければならない。

**第四十四条** 戸籍の訂正をするには、訂正の趣旨及び事由を記載し、附録第九号様式によつて、朱で訂正すべき記載を消さなければならない。その訂正が戸籍の一部に係るときは、訂正の趣旨及び事由は、訂正すべき記載のある者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

**第四十五条** 行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更があつたときは、戸籍の記載は、訂正されたものとみなす。ただし、その記載を更正することを妨げない。

**第四十六条** 前条の更正をするには、附録第十号様式によつて、本籍欄における更正すべき事項の記載を更正しなければならない。

行政区画又は土地の名称の記載の更正をする場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

**第四十七条** 戸籍法第二十四条第一項の通知は、附録第十八号書式によつて、書面でこれをしなければならない。

**第四十七条の二** 市町村長は、戸籍法第二十四条第二項又は第三項の規定によつて、戸籍の訂正をした場合には、速やかに届出入又は届出事件の本人に連絡を行わなければならない。但し、市町村長は、戸籍の記載手続を完了したときは、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とに区分し、事件の種類によつて、受附の順序に従い各別にこれをつづり、且つ、各々目録をつけなければならぬ。但し、市町村長は、届書、申請書その他の書類は、本籍人と非本籍人とを要しないときは、事件の種類別に分けてつぐることを要しない。

前項の書類で本籍人に関するものは、一箇月ごとに、遅滞なく管轄法務局若しくは地方法務局

局又はその支局にこれを送付しなければならない。

第一項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から五年とする。

**第四十九条** 前条第二項の規定によつて送付された書類は、受理し、又は送付を受けた市役所又は町村役場の区別に従い、年ごとに各別につづつて、これを保存しなければならない。但し、分けてつづることを妨げない。

前項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から二十七年とする。

第一項の書類で前項の保存期間が満了したものの申出があつたときは、これを受理し、又は交付を受けた市役所又は町村役場に移管することができる。

第十八条第三項の規定は、管轄法務局若しくは地方法務局若しくは地方法務局又はその支局は、市町村長から移管を希望する旨の申出があつたときは、これを受理し、又は交付を受けた市役所又は町村役場に移管することができる。

管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、第十八条第四項の帳簿に第一項の書類の保存状況を記載するものとする。

**第五十条の二** 管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が、第十五条第一項第二号、第三号及び第二項の規定によつて、戸籍又は除かれたりの戸籍の副本の送付を受けたときは、前条第二項の規定にかかるらず、当該戸籍に関する書類で市町村長が受理し又は送付を受けた年度の翌年から五年を経過したものは、これを廃棄し、又は当該市町村長の申出を受けて市役所若しくは町村役場に移管することができる。

第十八条第三項の規定は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局が前項の規定により受けた場合には、戸籍簿の表紙に記載した名称を更正し、表紙の裏面にその事由を記載しなければならない。

**第五十二条の二** 戸籍法第二十七条の二第一項の規定によつて、戸籍の記載を要しない事項について受付場に移管する場合に準用する。

同項の書類を廃棄し、又は市役所若しくは町村役場に移管する場合に準用する。

**第五十三条の三** 戸籍法第二十七条の二第二項の規定によつて、戸籍の記載を要しない事項について受付場に移管する場合に準用する。

同項の書類は、市町村長が、年ごとに各別につづり、且つ、目録をつけ、これを保存しなければならない。但し、分けてつづることを妨げない。

前項の書類の保存期間は、届出によつて効力を生ずべき行為に関するものは、当該年度の翌年から五十年、その他のものは、当該年度の翌年から十年とする。

**第五十二条** 第八条の規定は、届書、申請書その他の書類にこれを準用する。

**第五十三条の四** 戸籍法第二十七条の二第三項の規定による申出は、当該申出をする者が自ら市役所又は信書便物として書面を送付する方法とす る。

**第五十四条** 同一の市町村で二以上の戸籍に記載すべき事項については、管轄法務局又は地方法務局の長は、その戸籍の数と同数の届書又は申請書を提出させるべきことを市町村長に指示することができる。ただし、市町村長は、受理した届書又は申請書の謄本を作り、これをもつて届書又は申請書に代えることができる。

**第五十五条** 戸籍法第四十九条第二項第四号の事項は、左に掲げるものとする。

一世帯主の氏名及び世帯主との続柄

い。

第一項の書類の保存期間は、当該年度の翌年から五年とする。

第五十二条の二 戸籍法第四十八条第三項において届出の受理又は不受理の証明書の請求、届書その他の市町村長が受理した書類の閲覧の請求及び当該書類に記載した事項についての証明書の請求並びに同法第二十条の六第二項において請求並びに同法第二十条の六第二項において請求及び届書等情報の内容を表示したものの閲覧の請求及び届書等情報の内容に関する証明書の請求（以下この条において「証明書等の請求」という。）について準用する同法第十条の三第一項に規定する法務省令で定める方法及び事項については第十一条の二第一号から第三号まで及び第五号イ並びに第十一条の三本文の規定を、同法第四十八条第三項及び第一百二十条の六第二項において証明書等の請求について準用する同法第十条の三第二項に規定する法務省令で定める方法については第十一条の四の規定を、証明書等の請求の際に提出した書面の原本の還付については第十一条の五の規定を準用する。

四 民法第七百九十七条第一項に規定する縁組における養子となる者の法定代理人又は同法第八百十一条第二項に規定する離縁における養子の法定代理人となるべき者が申出をするときは、その養子の氏名、出生の年月日、住所及び戸籍の表示

第一項の申出は、第十二条の二第一号から第三号までに規定する方法のいずれかにより、出頭した者が当該申出をした者であることを明らかにしてしなければならない。この場合において、第十二条の二第二号イ中「戸籍謄本等の交付を請求する書面」とあるのは、「戸籍法第二十

七条の二第三項の規定による申出の書面」と同条第三号中「請求を受けた」とあるのは、「申出を受けた」と、「現に請求の任に当たつていられる者」とあるのは「申出をする者」と読み替えるものとする。

第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかるらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。

第一項の申出をした者は、いつでも、当該申出を取り下げることができる。

第一項から第四項までの規定は、前項の規定による申出の取下げについて準用する。

第二項の書面及び第五項の取下げに係る書面の保存期間は、当該年度の翌年から一年とする。

第一項から第四項までの規定は、戸籍法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

法第二十七条の二第五項の法務省令で定める方

二 父母の出生の年月日及び子の出生当時の父 母の年齢	三 子の出生当時の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した出生については、父母の職業
四 父母が同居を始めた年月	五十六条 戸籍法第七十四条第一号の事項は、次に掲げるものとする。
一 当事者が外国人であるときは、その国籍	一 当事者が外国人であるときは、その国籍
二 当当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名	二 当当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、直前の婚姻について死別又は離別のとき
三 当当事者の初婚又は再婚の別並びに初婚ないときは、直前の婚姻について死別又は離別の別及びその年月日	三 当当事者の初婚又は再婚の別並びに初婚ないときは、直前の婚姻について死別又は離別の別及びその年月日
四 同居を始めた年月	四 同居を始めた年月
五 同居を始める前の当事者の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までの届出については、当事者の職業	五 同居を始める前の当事者の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までの届出については、当事者の職業
六 当当事者の世帯主の氏名	六 当当事者の世帯主の氏名
五十七条 戸籍法第七十六条第一号の事項は、次に掲げるものとする。	五十七条 戸籍法第七十六条第一号の事項は、次に掲げるものとする。
一 協議上の離婚である旨	一 協議上の離婚である旨
二 当当事者が外国人であるときは、その国籍	二 当当事者が外国人であるときは、その国籍
三 当当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名	三 当当事者の父母の氏名及び父母との続柄並びに当事者が特別養子以外の養子であるときは、養親の氏名
四 同居を始めた年月	四 同居を始めた年月
五 別居する前の住所	五 別居する前の住所
六 別居する前の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までの届出については、当事者の職業	六 別居する前の世帯の主な仕事及び国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までの届出については、当事者の職業
八 戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、左に掲げるものとする。	八 戸籍法第七十七条第二項第二号の事項は、左に掲げるものとする。
一 調停による離婚、審判による離婚、和解による離婚、請求の認諾による離婚又は判決による離婚の別	一 調停による離婚、審判による離婚、和解による離婚の別
二 前項第二号乃至第八号に掲げる事項	二 前項第二号乃至第八号に掲げる事項
三 死亡者が外国人であるときは、その国籍	三 死亡者が外国人であるときは、その国籍
四 死亡当時における配偶者の有無及び配偶者がないときは、未婚又は直前の婚姻について死別若しくは離別の別	四 死亡当時における配偶者の有無及び配偶者がないときは、未婚又は直前の婚姻について死別若しくは離別の別

第五十八条 戸籍法第八十六条第二項の規定により同項の届書に添付しなければならないものとされている診断書又は検案書については、死亡者の職業及び産業	五 出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻
六 死亡当時の世帯の主な仕事並びに国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した死亡については、死亡者の職業及び産業	六 死亡当時の世帯の主な仕事並びに国勢調査実施年の四月一日から翌年三月三十一日までに発生した死亡については、死亡者の職業及び産業
七 死亡当における世帯主の氏名	七 死亡当における世帯主の氏名
第六十二条 届出人、申請人その他の者が、署名すべき場合に、署名することができないと市町村長において認めるときは、氏名を代書させるだけで足りる。	第六十二条 届出人、申請人その他の者が、署名すべき場合に、署名することができないと市町村長において認めるときは、氏名を代書させるだけで足りる。
第六十三条 届書に添付する書類その他市町村長に提出する書類で外国語によつて作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。	第六十三条 届書に添付する書類その他市町村長に提出する書類で外国語によつて作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。
第六十四条 戸籍法第四十四条第一項又は第二項（第四十五条又は第一百七条において準用する場合を含む。）の事項は、次に掲げるものとする。	第六十四条 戸籍法第四十四条第一項又は第二項（第四十五条又は第一百七条において準用する場合を含む。）の催告は、附録第十九号書式によつて、書面でこれをしなければならない。
第六十五条 市町村長が、届出、申請又はその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく、届出事件を具して、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならない。	第六十五条 市町村長が、届出、申請又はその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく、届出事件を具して、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならない。
第六十六条 届出又は申請の受理又は不受理の証明書は、附録第二十号書式によつて、これを作成しなければならない。この場合には、第十四条第一項但書及び第二項の規定を準用する。	第六十六条 届出又は申請の受理又は不受理の証明書は、附録第二十号書式によつて、これを作成しなければならない。この場合には、第十四条第一項但書及び第二項の規定を準用する。
第六十七条 第三十一条第一項、第三項及び第四項の規定は、届書、申請書その他の書類に、第十二条第二項及び第三項の規定は、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍とする。	第六十七条 第三十一条第一項、第三項及び第四項の規定は、届書、申請書その他の書類に、第十二条第二項及び第三項の規定は、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍とする。

第五十九条 出生の届書は、附録第十一号様式に、婚姻の届書は、附録第十二号様式に、離婚の届書は、附録第十三号様式に、死亡の届書は、附録第十四号様式によらなければならぬ。	第六十条 戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。
一 常用漢字表（平成二十一年内閣告示第二号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられていないものについては、括弧の外のものに限る。）	一 常用漢字表（平成二十一年内閣告示第二号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられていないものについては、括弧の外のものに限る。）
二 別表第二に掲げる漢字（変体仮名を除く。）	二 別表第二に掲げる漢字（変体仮名を除く。）
三 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）	三 片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）
四 别除	四 别除

第五十九条の二 届書の用紙は、市町村長が複写機により複写することに適するものでなければならぬ。	第六十一条 第四章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例
第六十条 戸籍法第五十条第二項の規定は、届出又は申請の際に、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことを受けている市町村長をいふ。	第六十条 戸籍法第五十条第二項の規定は、届出又は申請の際に、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことを受けている市町村長をいふ。
第六十一条 第四章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例	第六十一条 第四章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例
第六十二条 届出又は申請の際に、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことを受けている市町村長をいふ。	第六十二条 届出又は申請の際に、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことを受けている市町村長をいふ。
第六十三条 届出又は申請の際に、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことを受けている市町村長をいふ。	第六十三条 届出又は申請の際に、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことを受けている市町村長をいふ。
第六十四条 戸籍法第四十四条第一項又は第二項（第四十五条又は第一百七条において準用する場合を含む。）の事項は、次に掲げるものとする。	第六十四条 戸籍法第四十四条第一項又は第二項（第四十五条又は第一百七条において準用する場合を含む。）の事項は、次に掲げるものとする。
第六十五条 市町村長が、届出、申請又はその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく、届出事件を具して、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならない。	第六十五条 市町村長が、届出、申請又はその追完を怠つた者があることを知つたときは、遅滞なく、届出事件を具して、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならない。
第六十六条 届出又は申請の受理又は不受理の証明書は、附録第二十号書式によつて、これを作成しなければならない。この場合には、第十四条第一項但書及び第二項の規定を準用する。	第六十六条 届出又は申請の受理又は不受理の証明書は、附録第二十号書式によつて、これを作成しなければならない。この場合には、第十四条第一項但書及び第二項の規定を準用する。
第六十七条 第三十一条第一項、第三項及び第四項の規定は、届書、申請書その他の書類に、第十二条第二項及び第三項の規定は、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍とする。	第六十七条 第三十一条第一項、第三項及び第四項の規定は、届書、申請書その他の書類に、第十二条第二項及び第三項の規定は、市町村長が電子情報処理組織によつて取り扱うことが相当でない戸籍又は除かれた戸籍は、電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍とする。

規定する措置の内容を明らかにしてしなければならない。

**第七十一条** 戸籍法第百十九条第二項の戸籍簿及び除籍簿について、見出帳及び見出票を調製する場合は、戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、市町村長は、戸籍法第百十九条第二項の戸籍簿及び除籍簿に記録されてゐる事項と同一の事項の記録を別に備える。

前項の戸籍簿又は除籍簿の全部又は一部が滅失したときは、同項の記録によつてこれを回復することができる。この場合においては、戸籍法第十一条（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の指示によること及び告示をすることを要しない。

**第七条** 第八条及び第六十八条の二の規定は、第一項の記録について準用する。

**第七十三条 戸籍法第百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書（以下「戸籍証明書等」といふ。）には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。**

一 戸籍の全部事項証明書 戸籍に記録されてゐる事項の全部

二 戸籍の個人事項証明書 戸籍に記録されてゐる者のうちの一部のものについて記録されてゐる事項の全部

三 戸籍の一部事項証明書 戸籍に記録されてゐる事項中の証明を求められた事項

四 除かれた戸籍の全部事項証明書 除かれた戸籍に記録されている事項の全部

五 除かれた戸籍の個人事項証明書 除かれた戸籍に記録されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部

六 除かれた戸籍の一部事項証明書 除かれた戸籍に記録されている事項中の証明を求められた事項

戸籍証明書等は、付録第二十二号様式によつて作らなければならぬ。

戸籍証明書等には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

戸籍証明書等に記録される事項の規定は、戸籍法第十二条第三項の規定は、戸籍証明書等に準用する。

戸籍証明書等に年月日を記載するには、アラビア数字を用いることができる。

戸籍証明書等の記載は、付録第二十四号のひな形に定める相当欄にしなければならない。この

の場合において、事項欄の記載は、付録第二十

五号記載例に従つてしなければならない。

戸籍の全部若しくは一部又はその記録を消除了する場合には、戸籍証明書等にその旨を記載するには、付録第二十六号様式によらなければ

ばならない。

戸籍の訂正をした場合において、戸籍証明書等にその旨を記載するには、付録第二十七号様

式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第七十八条の記録を記載するには、付録第二十八号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第七十九条の記録を記載するには、付録第二十九号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十条の記録を記載するには、付録第三十号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十一条の記録を記載するには、付録第三十一号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十二条の記録を記載するには、付録第三十二号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十三条の記録を記載するには、付録第三十三号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十四条の記録を記載するには、付録第三十四号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十五条の記録を記載するには、付録第三十五号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十六条の記録を記載するには、付録第三十六号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十七条の記録を記載するには、付録第三十七号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十八条の記録を記載するには、付録第三十八号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第八十九条の記録を記載するには、付録第三十九号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十条の記録を記載するには、付録第四十号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十一条の記録を記載するには、付録第四十一号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十二条の記録を記載するには、付録第四十二号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十三条の記録を記載するには、付録第四十三号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十四条の記録を記載するには、付録第四十四号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十五条の記録を記載するには、付録第四十五号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十六条の記録を記載するには、付録第四十六号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十七条の記録を記載するには、付録第四十七号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十八条の記録を記載するには、付録第四十八号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第九十九条の記録を記載するには、付録第四十九号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百条の記録を記載するには、付録第五十号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百一条の記録を記載するには、付録第五十二号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百二条の記録を記載するには、付録第五十三号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百四十二条の記録を記載するには、付録第五十四号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百四十三条の記録を記載するには、付録第五十五号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百四十四条の記録を記載するには、付録第五十六号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百四十五条の記録を記載するには、付録第五十七号様式によらなければならぬ。

戸籍証明書等に第一百四十六条の記録を記載するには、付録第五十八号様式によらなければならぬ。

第七十三条第三項から第九項までの規定は前項の戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、市町村長は、戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条から第七十五条の三まで、第七十九条及び第七十九条の九の二において同じ。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

前項に規定する場合において、法務大臣により同法第十条第一項の請求（本籍地の市町村長年月日を明らかにしなければならない。

戸籍法第百二十条の二第一項の規定により同法第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してもするものに限る。）をする場合において、請求をする者は、市町村長に対し、第十二条の二第一号の方法により同法第十条の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対してもするものに限る。）をする場合において、請求をする者は、市町村長に対し、第十二条の二第一号の方法により、当該請求の任に当たつている者の氏名及び所属機関、住所又は生年月日を明らかにしなければならない。

前項の請求をする場合において、戸籍法第十二項の規定に基づき戸籍証明書等の送付の請求をするときは、第十二条の二第五号ロの方法によることができる。

前三項の規定は、戸籍法第十二条、第十三条の二第一項及び第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の副本（原戸籍（以下「再製原戸籍」という。）の副本について準用する。

第一項及び第二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第一項に規定する場合において、第十五条の規定は、適用しない。

前三項の規定は、戸籍法第十二条、第十三条の二第二項及び第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の副本（原戸籍（以下「再製原戸籍」という。）の副本について準用する。

第一項及び第二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第一項に規定する場合において、法務大臣は、前条第一項又は第二項の請求に

第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、法務大臣は、前に送信を受けた戸籍又は再製原戸籍の副本を消去することができる。

除かれた戸籍の副本の保存期間は、当該除かれた戸籍が戸籍簿から除かれた日の属する年の翌年から百五十年とする。

次各号に掲げる再製原戸籍の副本の保存期間は、当該各号に定めるところとする。

戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

二 戸籍法第十一条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

三 戸籍法第十二条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

四 戸籍法第十二条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

五 戸籍法第十二条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

六 戸籍法第十二条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

七 戸籍法第十二条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

八 戸籍法第十二条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

三 戸籍法第十二条の二第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による再製原戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

四 戸籍の副本で、前二項に規定する保存期間を満了したものを廃棄するときは、あらかじめ、その旨の決定をしなければならない。

法務大臣は、前項の廃棄をしたときは、本籍地の市町村長にその旨を通知するものとする。

戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参考することができる。

法務大臣は、戸籍法第四十条又は第四十一条の規定により大使、公使又は領事に届出又は提出された書類の確認に必要な範囲内において、外務大臣に対し、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を提供することができる。

戸籍又は再製原戸籍の副本に記録されている情報を参照することができる。

戸籍の記載が適正に行われることを確保するため必要な範囲内において、次各号に掲げる者に対する、当該各号に定める事務に關する戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を提供することができる。

法務大臣は、戸籍法第二百二条、第二百二条の二第一項及び第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により再製された戸籍又は除かれた戸籍の副本（原戸籍（以下「再製原戸籍」という。）の副本について準用する。

第一項及び第二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第一項に規定する場合において、法務大臣は、前条第一項又は第二項の請求に

第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍若しくは除かれた戸籍又は再製原戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、法務大臣は、前に送信を受けた戸籍又は除かれた戸籍の副本を消去することができる。

除かれた戸籍の副本の保存期間は、当該除かれた戸籍が戸籍簿から除かれた日の属する年の翌年から百五十年とする。

次各号に掲げる再製原戸籍の副本の保存期間は、当該各号に定めるところとする。

戸籍の副本（当該年度の翌年から一年

二 外務省職員 国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第三条第一項、第十七条第一項若しくは第二項の規定による国籍取得の届出、帰化の許可申請、選択の宣言又は国籍離脱の届出に關する事務

二 外務省職員 国籍法第三条第一項若しくは第十七条第二項の規定による国籍取得の届出、選択の宣言又は国籍離脱の届出に關する事務

供は、戸籍法第二百二十二条第一項の電子情報処理組織と外務大臣の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとし、当該情報の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定め

市町村長は、相當と認めるときは、前項の受付帳の保存に代えて、これに記録されている事

項の全部を記載した書面を保存することができる。

受付帳が磁気ディスクをもつて調製されいるときは、市町村長は、受付帳に記録した後遅滞なく、当該受付帳に記録された事項（以下「受付帳情報」という。）を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

前項に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも受付帳情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

前二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

**第七十六条の二** 法務大臣は、前条第三項又は第四項の規定によつてその使用に係る電子計算機に受付帳情報を送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

受付帳情報の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

第七十五条の二 第四項及び第五項の規定は、受付帳情報について準用する。

**第七十七条** 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、戸籍の記録をするごとに、市町村長又はその職務を代理する者は、その識別番号を記録しなければならない。

**第七十八条** 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合において、第四十五条の更正をするときは、戸籍事項欄に行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更に関する事項を記録しなければならない。

**第七十八条の二** 戸籍法第二百二十条の四第一項の届書等は、次の各号に掲げるものとする。

一 戸籍事項欄に行政区画、土地の名称、地番号又は街区符号の変更に関する事項を記録しなければならない。

二 戸籍法第二十四条第二項の規定による戸籍の訂正に係る書面

三 戸籍法第四十四条第三項の規定による戸籍の記載に係る書面

四 第五十三条の四第二項の書面

五 第五十三条の四第五項の取下げに係る書面

戸籍法第二百二十条の四第一項の規定による届書等情報の作成は、前項の届書等に記載されて

いる事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録及び当該届書等に記載されている事項に基づき市町村長の使用に係る電子計算機に入力された文字情報を当該電子計算機に記録する方法により行うものとする。

市町村長（第一項第二号から第五号までの書面にあつては、本籍地の市町村長に限る。）は、第一項の届書等を受理した後遅滞なく、前項の規定に基づき作成された届書等情報を電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信しなければならない。

前項に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも受付帳情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

前二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

前項本文に規定する場合において、法務大臣に受付帳情報を送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

受付帳情報の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

第七十五条の二 第四項及び第五項の規定は、受付帳情報について準用する。

**第七十七条** 戸籍事務を電子情報処理組織によつて取り扱う場合には、戸籍の記録をするごとに、市町村長又はその職務を代理する者は、その識別番号を記録しなければならない。

受付帳情報の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

第七十五条の二 第四項及び第五項の規定は、受付帳情報について準用する。

**第七十八条の三** 法務大臣は、前条第三項から第五項までの規定によつてその使用に係る届書等情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

市町村長が、戸籍法第四十二条の規定により書類の送付を受けたときも、前三項と同様とする。

前項本文に規定する場合において、法務大臣は、同項の規定にかかわらず、いつでも届書等情報を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

前二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

前項本文に規定する場合において、法務大臣に受付帳情報を送信を受けたときは、これを保存しなければならない。

受付帳情報の保存期間は、当該年度の翌年から十年とする。

第七十五条の二 第四項及び第五項の規定は、受付帳情報について準用する。

**第七十八条の四** 戸籍法第二百二十条の五第一項の届書等は、前項第一号から第三号までの書面

一 前条第一項第一号から第三号までの書面

二 前条第一項第四号の書面 当該年度の翌年から百年（ただし、第五十三条の四第五項の取下げその他の事由により効力を失つた場合は、当該年度の翌年から十年）

三 前条第一項第五号の書面 当該年度の翌年から三年

四 第五十二条の二 第二項の規定により作成された届書等情報について準用する。

前項に規定する届書等情報は、前項第二項の規定により作成された届書等情報の基となつた届書、申請書その他の書類は、適切と認められる方法により保存すれば足りる。

第七十五条の二 第四項及び第五項の規定は、同法第二百十八条第一項の電

子情報処理組織を使用してするものとし、当該通知を受けた市町村長は、前条第一項の届書等情報（当該通知に係るものに限る。）の内容を参照することができる。

戸籍法第二百二十条の四に規定する場合において、第二十五条规定から第二十九条まで、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二、第五十条及び第七十九条の規定は、適用しない。

第四十一条第一項の規定は、原籍地の市町村長が第七十八条の二第三項の規定によつて届書等情報を送信した場合に準用する。この場合において、第四十一条第一項中「新本籍地の市町村長にこれを送付し」とあるのは、「第七十八条の二第三項の規定により当該届書等に係る届書等情報を送信し」と読み替えるものとする。

第二十条第一項、第二十一条第一項、第三十条及び第四十一条第二項の規定は、市町村長が戸籍法第二百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けた場合に準用する。この場合において、別表第三の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十八条の五 戸籍法第二百二十条の六第一項の法務省令で定める方法は、日本産業規格A列三番又は四番の用紙に出力する方法とする。

届書等情報の内容に関する証明書には、市町村長が、付録第三十号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

第七十八条の五 戸籍法第二百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供を求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に對応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

第七十九条の二の三 戸籍法第二百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供は、同法第二百十八条第一項の電子情報処理組織と戸籍情報照会者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとする。

前項の戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供は、同法第二百十八条第一項の電子情報処理組織と戸籍情報照会者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとする。

市町村長は、第一項の規定による戸籍電子証明書等の提供をすると、法務大臣が定める。

戸籍電子証明書等には、市町村長が、付録第三十一号書式による付記をしなければならない。

第七十九条の二 戸籍法第二百二十条の三第一項の戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下「戸籍電子証明書等」という。）の電磁的記録の方式については、法務大臣の定めるところによる。

項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対するものに限る。）をする場合に、第七十三条の二第二項及び第三項の規定は、戸籍法第二百二十条の三第一項の規定により同法第十條の二第二項の請求（本籍地の市町村長以外の市町村長に対するものに限る。）をする場合に準用する。

戸籍法第二百二十条の四に規定する場合において、第二十五条规定から第二十九条まで、第四十八条第二項、第四十九条、第四十九条の二、第五十条及び第七十九条の規定は、適用しない。

第七十九条の二の二 戸籍法第二百二十条の三第二項の戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号（以下「戸籍電子証明書提  
供用識別符号等」という。）は、アラビア数字の組合せにより、戸籍電子証明書等ごとに定める。

戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行するには、付録第三十二号様式によらなければならぬ。

第七十三条の四の規定は、戸籍電子証明書提  
供用識別符号等を発行した場合に準用する。

戸籍電子証明書提供用識別符号等の有効期間は、発行の日から起算して三箇月とする。

第七十三条の四の規定は、戸籍電子証明書提  
供用識別符号等を発行した場合に準用する。

戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行するには、付録第三十二号様式によらなければならぬ。

第七十九条の二の三 戸籍法第二百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍情報照会者から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し戸籍電子証明書提供用識別符号等を示して戸籍電子証明書等の提供求められたときは、戸籍電子証明書提供用識別符号等に對応した戸籍電子証明書等を提供するものとする。

第七十九条の二の三 戸籍法第二百二十条の三第三項の法務省令で定める者は、別表第四の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がいる場合にあつては、その者を含む。以下「戸籍情報照会者」という。）とし、市町村長は、戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供は、同法第二百十八条第一項の電子情報処理組織と戸籍情報照会者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとする。

前項の戸籍電子証明書等の提供の求め及び戸籍電子証明書等の提供は、同法第二百十八条第一項の電子情報処理組織と戸籍情報照会者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとする。

市町村長は、第一項の規定による戸籍電子証明書等の提供をすると、法務大臣が定める。

戸籍電子証明書等には、市町村長が、付録第三十一号書式による付記をしなければならない。

第七十九条の二 戸籍法第二百二十条の三第一項の戸籍電子証明書又は除籍電子証明書（以下「戸籍電子証明書等」という。）の電磁的記録の方式については、法務大臣の定めるところによる。

市町村長は、第一項の規定による戸籍電子証明書等の提供をすると、法務大臣が定める。



の書面について準用する。この場合において、前項の書面には、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載する。

#### 一 戸籍の一部を証明した書面 戸籍に記録さ

れている事項の一部

二 除かれた戸籍の一部を証明した書面 戸籍に記録さ

れた戸籍に記録されている事項の一部

前項の場合において、第二項の書面は、付録

第二十二号様式（第三及び第六を除く。）又は

付録第三十五号様式によつて作らなければなら

ない。

第三項の場合において、第二項の書面には、

市町村長が、その記載に接続して付録第二十三

号書式（第三及び第六を除く。）又は付録第三

十六号書式による付記をし、職氏名を記して職

印を押さなければならない。

第五章 雜則

第八十条 市町村の区域の変更があつたときは、戸籍及びこれに関する書類は、遅滞なく当該市町村にこれを引き継がなければならない。

前項の規定によつて、書類の引継を完了したときは、引継を受けた市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局にその旨を報告しなければならない。

第八十一条 市町村の区域の変更によつて、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局の所管に変更を生じたときは、旧所管区域内の本籍人の戸籍及び除かれた戸籍の副本（電磁的記録を除く。）並びにこれに関する書類は、新所管法務局若しくは地方法務局又はその支局にこれを引き継がなければならぬ。

第八十二条 戸籍事務の取扱いに関する疑義を生じたときは、市町村長は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局を経由して、法務大臣にその指示を求めることができる。

第八十三条 この省令中市、市長及び市役所に関する規定は、特別区においては特別区、特別区の区長及び特別区の区役所に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては区及び総合区、区長及び総合区長並びに区及び総合区の役所にこれを準用する。

第八十四条 この省令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第八十五条 この省令施行前に編製した戸籍については、第三十四条に掲げる事項は、その戸籍

の筆頭に記載した者の事項欄にこれを記載しなければならない。

#### 第八十六条 第三十七条及び第三十九条の規定

は、昭和二十一年法律第二百二十四号による改正前の戸籍法によつて戸籍に記載した事項で改

正後の戸籍法によればその記載を要しないものには、これを適用しない。

第八十七条 この省令施行の際現に存する用紙に限り、この改正規定にかかるらず、当分の内こ

れを使用することを妨げない。

第八十八条 左の省令はこれを廃止する。

戸籍法施行細則

昭和二十一年司法省令第八十一号（出生、婚

姻、離婚及び死亡の届書の様式に関する件）

戸籍法施行細則第四十八号、第五十一条及び

第五十二条の規定は、この省令施行後も、なお

その効力を有する。

戸籍法施行細則第五十一条第一項第一号及び

第五十二条に規定する除籍簿の保存期間は、當

該年度の翌年から百五十年とする。

戸籍法施行細則第四十八条及び第五十一条に

規定する原戸籍の保存期間は、改製の翌年から

百五十年とする。

第八十九条 第九条第二項及び第七十一条中「法

務総裁」とあるのは、法務省設置法施行までの間、「司法大臣」と読み替えるものとする。

第八十条 第二号抄

この命令は、公布の日から起算して、十五日

を経過した日から施行する。

第八十一条 附則（昭和二四年六月一日法務府令第

八号）抄

この府令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

第八十二条 附則（昭和二四年六月一日法務府令第

七号）抄

この府令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

第八十三条 附則（昭和二四年六月一日法務府令第

四〇号）抄

この省令は、昭和二五年六月一日から施行する。

第八十四条 附則（昭和二四年六月一日法務省令第

四号）抄

この省令は、昭和二五年四月一日から施行する。

第八十五条 附則（昭和二四年八月五日法務省令第

四号）抄

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

第八十六条 附則（昭和二四年一月十五日法務省令第

六号）抄

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

第八十七条 附則（昭和二四年三月一六日法務省令第

四号）抄

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

第八十八条 附則（昭和二四年三月一六日法務省令第

四号）抄

この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

第八十九条 附則（昭和二四年八月五日法務省令第

四号）抄

この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

第九十条 附則（昭和二四年三月二七日法務省令第

二号）抄

この府令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

第九十一条 附則（昭和二六年三月一五日法務府令第

三号）抄

この府令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

第九十二条 附則（昭和二六年六月二二日法務府令第

七号）抄

この府令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

第九十三条 附則（昭和二四年一月二九日法務府令第

八号）抄

この府令は、昭和二五年六月一日から施行する。

第九十四条 附則（昭和二五年六月二二日法務府令第

七号）抄

この府令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

第九十五条 附則（昭和二六年三月一五日法務府令第

四号）抄

この府令は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この府令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

附則（昭和二七年六月一四日法務府令第六六号）

この府令は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二七年八月一八日法務省令第五一号）

この省令は、昭和三十一年九月一日から施行する。

附則（昭和三二年八月一八日法務省令第五二号）

この省令は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附則（昭和三三年一二月一七日法務省令第七号）

この省令は、昭和三十三年一二月一七日から施行する。

附則（昭和三四年一月一六日法務省令第六七号）

この省令は、昭和三十四年一月一六日から施行する。

附則（昭和三五年一二月一六日法務省令第六四〇号）

この省令は、昭和三五年一二月一六日から施行する。

附則（昭和三六年一月八日法務省令第五七号）

この省令は、昭和三六年一月八日から施行する。

附則（昭和三七年一月八日法務省令第五六号）

この省令は、昭和四八年七月一日から施行する。

附則（昭和三九年五月一三日法務省令第五九号）

この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廢に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四八年六月一五日法務省令第五九号）

この省令は、昭和四十八年六月一五日から施行する。

附則（昭和四九年五月一三日法務省令第五九号）

この省令は、昭和四九年五月一三日から施行する。

附則（昭和五一年六月一五日法務省令第五九号）

この省令は、昭和五一年六月一五日から施行する。

附則（昭和五一年七月三〇日法務省令第五九号）

この省令は、昭和五一年七月三〇日から施行する。

附則（昭和五一年六月一五日法務省令第五九号）

この省令は、昭和五一年六月一五日から施行する。

附則（昭和五一年七月三〇日法務省令第五九号）

この省令は、昭和五一年七月三〇日から施行する。

1 この省令は、昭和四十五年一月一日から施行する。

附則（昭和四五年三月三一日法務省令第八号）

この省令は、昭和四十五年七月一日から施行する。

附則（昭和四六年二月二四日法務省令第五九号）

この省令は、昭和四十六年二月一日から施行する。

附則（昭和四六年二月二四日法務省令第五九号）

この省令は、昭和四十六年二月一日から施行する。

附則（昭和四六年二月二四日法務省令第五九号）

この省令は、昭和四六年二月一日から施行する。

附則（昭和四



この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年三月三一日法務省令第二三号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二〇年四月七日法務省令第二七号)

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(平成二十年五月一日)から施行する。

**附 則** (平成二〇年四月七日法務省令第二八号)

(届書の用紙に関する経過措置)

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十五号)の施行の日(平成二十年五月一日)から施行する。

**附 則** (平成二一年四月三〇日法務省令第二九号)

この省令は、戸籍法の一部を改正する改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。

**附 則** (平成二一年四月三〇日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二二年五月六日法務省令第二二号)

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

**附 則** (平成二三年一二月二六日法務省令第二四二号)

(施行期日)

この省令は、改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年一二月二六日法務省令第二四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二二年一月三〇日法務省令第二四号)

(施行期日)

この省令は、改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

**附 則** (平成二二年一月三〇日法務省令第二四二号)

この省令は、改定による改正後の戸籍法施行規則(第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

**附 則** (平成二三年一二月二六日法務省令第二四三号)

(施行期日)

この省令は、改定による戸籍法施行規則(第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

**附 則** (平成二三年一二月二六日法務省令第二四三号)

規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一 戸籍法施行規則第十一條の二第一号(同規

則第十一條の六、第五十二条の二及び第五十

三条の二において準用する場合並びに第五十

三条の第四第三項(同条第六項において準用す

る場合を含む。)において規定する場合を含む。)

前項の規定により登録証明書が在留カードと

みなされる期間は改正法附則第十五条第二項各

号に定める期間とし、特別永住者証明書とみな

される期間は改正法附則第二十八条第二項各号

に定める期間とする。

**附 則** (平成二四年二月二九日法務省令第二号)

(施行期日)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行す

る。

**附 則** (平成二五年一月二十五日法務省令第一号)

(施行期日)

この省令による改正後の戸籍法施行規則

第七十五条第一項及び第三項、第七十五条の二

並びに第七十九条の規定は、次の各号に掲げる

十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、同年

二二号)

この省令は、平成二十二年六月一日から施行す

る。

**附 則** (平成二二年一月三〇日法務省令第二四号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二二年一月三〇日法務省令第二四二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

正後の平成六年改定省令附則第二条第四項に

よつて当該市町村長からその使用に係る電子

計算機に当該改製に係る全ての戸籍の副本の

送信を受けた日

**附 則** (平成二七年一月七日法務省令第二二号)

(施行期日)

この省令は、平成二十七年四月一日から施行す

る。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日

から施行する。

**附 則** (平成二七年一二月四日法務省令第二五号)

(施行期日)

この省令は、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律

(以下「番号利用法」という。)附則第一条第四

号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月

一日)から施行する。

**附 則** (平成二八年三月二二日法務省令第二九号)

(施行期日)

この省令による改正後の戸籍法の一部を改正する

規則(第三条の二第二号)の規定によりその効力

を失う時までの間は、番号利用法第二

号第七項に規定する個人番号カードとみなす。

**附 則** (平成二八年三月二二日法務省令第二九号)

(施行期日)

この省令による改正後の戸籍法の一部を改正する

規則(第三条の二第二号)の規定によりその効力

を失う時までの間は、番号利用法第二

の規定により交付された同条第一項に規定する

住民基本台帳カード(旧住民基本台帳法施行規

則別記様式第一の様式によるものに限る。)は、規

番号利用法整備法第二十条第一項の規定により

なお従前の例によることとされた旧住民基本台

帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその

効力を失う時までの間は、第一条の規定による

改正後の戸籍法施行規則第十二条の二第二号イ

に掲げる書類とみなす。

**附 則** (平成二八年三月二二日法務省令第二九号)

(施行期日)

この省令は、地方自治法の一部を改正する法

律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施

行する。

**附 則** (平成二九年九月二十五日法務省令第二九号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二九年六月二〇日法務省令第二九号)

(施行期日)

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律

(令和元年法律第十七号)の施行の日(令和元年六月二十日)から施行する。

**附 則** (令和元年六月二〇日法務省令第二九号)

(施行期日)

この省令は、戸籍法の一部を改正する法律

(令和元年法律第十七号)の施行の日(令和元年六月二十日)から施行する。

**附 則** (令和元年七月一日法務省令第二九号)

(施行期日)

の規定

による

改正

前の

例によ

ることとさ

れた旧住民基

本帳法第三十条の四十四第九項の規定によ

る改

正の

規則

の規

定によ

る改

正の

規則

附 則 (令和三年五月二七日法務省令第  
三〇号) 抄

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

第一 条 (令和三年八月二七日法務省令第  
四〇号)

(施行期日) この省令は、令和三年九月一日から施行

第一条 (令和四年三月八日法務省令第七  
号)

(届書の用紙に関する経過措置)  
この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができます。

附 則 (令和四年三月八日法務省令第七  
号)

この省令は、令和四年四月一日から施行す

附 則 (令和六年二月二六日法務省令第  
五号)

(施行期日)  
この省令は、令和四年四月一日から施行す

第一条 (令和元年法律第十七号) 附則第一条第五号  
法律 (令和元年法律第十七号) 附則第一条第五号  
に掲げる規定の施行の日 (令和六年三月一日)  
から施行する。  
(届書等の保存に関する経過措置)

第二条 (令和元年法律第十七号) 附則第一条第五号  
に掲げる規定の施行の日 (令和六年三月一日)  
から施行する。  
(請求することができる書面等に関する経過措置)

第三条 戸籍法第二百二十条の二第一項の規定によ  
り第十条第一項又は第十条の二第二項の請求  
(本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対し  
てするものに限る。) をする場合においては、  
当分の間、戸籍又は除かれた戸籍に記録されて  
いる事項の全部を証明した書面に限り、請求す  
ることができるものとする。  
戸籍法第二百二十条の三第一項の規定により第  
十条第一項又は第十条の二第二項の請求をする  
場合においては、当分の間、戸籍又は除かれた  
戸籍に記録された事項の全部を証明した電磁的  
記録に限り、請求することができるものとす  
る。

附 則 (令和六年四月一八日法務省令第  
三〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年五月二十四日法務省令第  
三五号) 抄

(施行期日) この省令は、令和六年六月一日から施行する。

第一 条 (第十一條の二、第十一條の六、第五  
十二条の二、第五十三条の二、第五十三条の四第  
三項、同条第六項関係)

船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免  
許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地  
建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空  
検査員の証、運航管理者技能検定合格証明  
書、動力車操縦者運転免許証、獵銃・空気銃  
所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明  
書(平成二十四年四月一日以後に交付された  
ものに限る。)、電気工事士免状、特種電気工  
事資格者認定証、認定電気工事従事者認定  
証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法(昭  
和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第四  
項に規定する合格証明書

別表第二 (第六十条、第六十八条の三関係)

杏晦昊擢捧或惟彦幡巖寵姥堵噂啄叉勺凜倅伶亦丑一  
杖晨昏攷掠戟惚彪庄巖尖婉墻圃哩収勿凜傀亥丞  
杜智昌敦揃托悉彬庇巫尤嬉塲圭喬叢匂夙厭傭侑亨乃  
李暉昂斐攜按惇徳庚巳屑孟壬坐喧叶匡廬儲俄亮之  
杭暢晏幹摺挺惹忽庵巳峨宏夷堯喰只廿鳳允俠仔乎  
杵曙晃斧撒挽惺怜廟巴峻宋奄堯喋吾卜凱兎保伊也  
杷曝曉斯撰掬惣恢廻巷峻岩奎坦嘔吞卯函兜俐伍云  
枇曳晒於撞捲慧恰弘巽嵯宥套埴嘉吻卿劉其倭伽亘  
柑朋晋旭播捷憐恕弛帖嵩寅娃堰嘗哉厨劫冴俱佃  
柴朔晟昂撫捺戊悌彗嶺寓姪堺贈哨厩勁凌倦佑些

鼎鵬鯤馨鞍陀鍾醇逢辰貰詢衿藁蓬蒔萊荻芦腔而縞 紛篠竿穰禎磯矩甥琥玖爾焚漕淋洲昆檀檜槐柘  
鷗鷗馴鞘限錐翻遙辯賊袈薩蔓蒐菱莫苑脹耶微 紬簾笈穰禎祇碧甫琶珂牒煌漣渥洵毬懼槌榔梁桐楨  
鷺鷗馴鞘隼鑄醜遙辯誼袞蘇蕪蒔莉茄膏耽繫 紛簾筐穹禽祢砥畠琵珈牟煤濁渾洛汀榔櫟棲栗柏  
鷺鷗駕鞭雀錫醬遁迄跨諫裡蘭蕨蒲葵蒔苔臥聰繡 紛穀笙穿禾禎砧畢琳珊牡煉濡湘浩汝櫻楨楊椋梧桓  
鷺鷗駕駿貞雁鍼釉遼辿蹠諱袈蒙萱董莓舜肇纂 紛粟筈厔秤祐碓疏瑞玲犀燕灘湛淵汲欽樋樋樋梢桧  
麒麟驍頌離鎧釘邑迪蹟諒裳蝶蕃蓉蒔茅舵肋纏 紛糊筑窺稀禱碗阜瑤琢狼燎灸溢淳沌歎橘榦楚櫻  
麒麟頌零閃鉤祁迦輔謂襯螺蕪蓮萩菊茉芥肴羚 紛紛箕竣稔禱碩皓瑳琢猪燭灼滉渚沓此樽榛榦梯茱  
磨鴨魯顛霞閔銑郁這輯諺蟬雍蔭董菩茸芹胤翔 紛紛紛箔堅稟碌碧眸瓜琉璃燭烏溜滔沫殆橙榦椿桔  
黎鴻鯤颯清閣鋒鄭逞興讚訣蟹薺蔣葡萌芭胡翠 紛紛紛紛縷繁縷曾壯壯壯壯壯壯壯壯壯壯壯壯  
黛鴟鯉饗馴阿鋸西逗轟豹註蠶路薦蓑萌莞美脩耀 紛紛紛紛縷繁縷曾壯壯壯壯壯壯壯壯壯壯壯壯

注

第一号に規定する漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する字体であり、当該括弧外の漢字又は字体とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

七 戸籍法第七十条、第七十一条、第七十二条及び七十三条第一項の規定による離縁の届出  
八 戸籍法第七十三条第一項の規定による離縁の取消しの届出  
九 戸籍法第七十四条の規定による婚姻の届出  
十 戸籍法第七十五条第一項の規定による婚姻の取消しの届出  
十一 戸籍法第七十五条の二及び第七十七条の二の規定による夫姓を称する届出  
十二 戸籍法第七十六条及び第七十七条第一項の規定による離婚の届出  
十三 戸籍法第七十七条第一項の規定による離婚の取消しの届出  
十四 戸籍法第七十八条、第七十九条及び第八十条の規定による親権又は管理権に関する届出  
十五 戸籍法第八十一条第一項、第八十二条、第八十四条及び第八十五条の規定による未成年の後見に関する届出  
十六 戸籍法第八十六条第一項及び第九十二条第三項の規定による死亡の届出  
十七 戸籍法第九十四条の規定による失踪宣告又は失踪宣告の取消しの届出  
十八 戸籍法第九十五条及び第九十九条の規定による復氏の届出  
十九 戸籍法第九十六条の規定による姻族關係終了の届出  
二十 戸籍法第九十七条の規定による推定相続人の廃除又は推定相続人の廃除の取消しの届出  
二十一 戸籍法第九十八条の規定による入籍の届出  
二十二 戸籍法第一百条第一項の規定による入籍の届出  
二十三 戸籍法第一百一条第一項の規定による国籍取得の届出  
二十四 戸籍法第一百一条の二の規定による帰化の届出  
二十五 戸籍法第一百三条第一項の規定による国籍喪失の届出  
二十六 戸籍法第一百四条第一項の規定による国籍留保の届出  
二十七 戸籍法第一百四条の二第一項の規定による国籍選択の届出  
二十八 戸籍法第一百六条第一項の規定による外国国籍喪失の届出  
二十九 戸籍法第一百七条の規定による氏の変更の届出

三十 戸籍法第百七条の二の規定による名の変更の届出	三十一 戸籍法第百八条第一項の規定による転籍の届出
三十二 戸籍法第百十条第一項及び第百十二条の規定による就籍の届出	一 戸籍法第四十八条第一項の届出の受理又は不受理の証明書
三十三 戸籍法第百十三条、第百十四条及び第百十六条第一項の規定による戸籍訂正の申請は除籍証明書	二 戸籍法第百二十条第一項の戸籍証明書又は除籍証明書
第三 同第二回以後の催告書の書式	別表第七（第七十九条の五第一項関係）
第二十号 受理又は不受理の証明書の書式	一 戸籍簿表紙の様式
第二十一号 特別様式による受理証明書の書式	二 戸籍簿の見出帳の様式
第二十二号 第七十三条第一項の書面の様式	三 戸籍の見出帳の様式
第一 同追完の催告書の書式	四 見出票の様式
第二 十七号 記載事項証明書の書式	五 受附帳の様式
第三 十八号 錯誤又は遺漏の通知書の書式	六 戸籍の記載のひな形
第四 十九号 催告書の書式	七 戸籍記載例
第五 第十号 本籍の更正の様式	八 戸籍の消除の様式
第六 十一号 出生の届書の様式	九 戸籍の訂正の様式
第七 十二号 結婚の届書の様式	一 戸籍の訂正
第八 十三号 離婚の届書の様式	二 一部の訂正
第九 十四号 死亡の届書の様式	三 本籍の更正
第十 十五号 謄本又は抄本の附記の書式	四 生出の届書の様式
第十一 第十六号 全員を記載した抄本の附記の書式	五 結婚の届書の様式
第十二 第十七号 削除	六 離婚の届書の様式

書式	第一 戸籍の全部事項証明書 第二 戸籍の個人事項証明書 第三 戸籍の一部事項証明書 第四 除かれた戸籍の全部事項証明書 第五 除かれた戸籍の個人事項証明書 第六 除かれた戸籍の一部事項証明書 第二十三号 第七十三条第一項の書面の付記の
書式	第一 戸籍の全部事項証明書 第二 戸籍の個人事項証明書 第三 戸籍の一部事項証明書 第四 除かれた戸籍の全部事項証明書 第五 除かれた戸籍の個人事項証明書 第六 除かれた戸籍の一部事項証明書 第二十四号 第七十三条第一項の書面の記載の
書式	ひな形 第二十五号 第七十三条第一項の書面の記載例 第二十六号 戸籍の消滅に係る第七十三条第一項の書面の様式 第二十七号 戸籍の訂正に係る第七十三条第一項の書面の様式 第二十八号 戸籍の更正に係る第七十三条第一項の書面の様式 第二十九号 第七十三条の三の書面の付記の
書式	第一 戸籍の全部事項証明書 第二 除かれた戸籍の全部事項証明書 第三 十号 届書等情報内容証明書の付記の書式 第三十一号 戸籍電子証明書等の付記の書式 第三十二号 戸籍電子証明書提供用識別符号等の様式 第三十三号 第七十九条の六第一項括弧書きの 情報の書式 第一 戸籍の全部事項証明書 第二 戸籍の個人事項証明書 第三 戸籍の一部事項証明書 第四 除かれた戸籍の全部事項証明書 第五 除かれた戸籍の個人事項証明書 第六 除かれた戸籍の一部事項証明書

第三十四号	第七十九条の十二第一項の書面の 書式
第三十五号	第七十九条の十二第四項の書面の 書式
第一	戸籍の一部を証明した書面
第二	除かれた戸籍の一部を証明した書面
第三十六号	第七十九条の十二第五項の書面の 付記の書式
第一	戸籍の一部を証明した書面
第二	除かれた戸籍の一部を証明した書面

附錄第一號樣式 戶籍(第一條關係)

附錄第二号様式 戸籍簿表紙（第四条関係）

(1) 何番の(第)  
区役所  
管轄  
簿(副本)の地区の名字

附錄第三号様式 見出帳（日本産業規格B列四番）の丈夫な用紙、横書きとすることができる。（第六条関係）

第三 除籍簿の見出帳

附錄第四号様式 見出票（第六条関係）

副號第四種式		見出處(第六至第十一項)
正	項	書名
本	冊	
六	冊編號	
年	月	日
七	冊編號	
年	月	日
備	考	

**附録第五号様式** 受附帳（日本産業規格B列四番の丈夫な用紙、横書きとすることができる。）（第二十一条関係）

（第三十三条関  
係） 戸籍の記載のひな形 附録第六号

このひな形は、戸籍に記載すべき相当欄及び特殊の記載例を示すことにとどまり、必要な記載事項を全部示すものではない。

附錄第七號 戶籍記載例

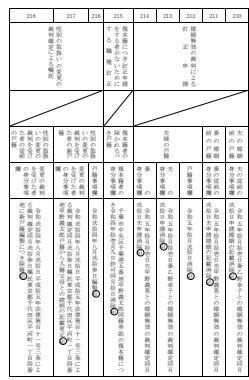
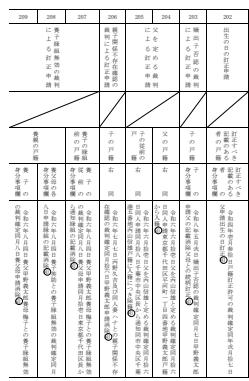




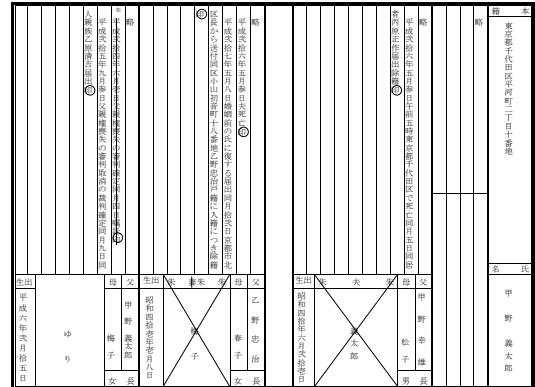








**附録第八号様式 戸籍の消除（第四十一条関係）**



## 附録第九号様式 戸籍の訂正（第四十四条関係）

附錄第十号樣式 本籍

## 附録第十一号様式 出生の届書（日本産業規格A）

附録第十二号様式 婚姻の届書（日本産業規格A  
列三番）（第五十九条関係）

姓 名		人	
(本籍地は任意)		印	印
生 年 月 日		年 月 日	年 月 日
住 所			
本 籍		本籍地	本籍地

附録第十三号様式 縛婚の届書（日本産業規格A  
列三番）（第五十九条関係）

個人		(施設滞在のときだけ必要です)		
署名 (お押印は任意)		印		印
生年月日		年月日		年月日
住所				
本籍地		現地		現地





**付録第二十二号様式 第七十三条第一項の書面  
(日本産業規格A列四番) (第七十三条第一項関係)**

戸籍又は国籍の表示	
父 氏 名	生 年 月 日 名
戸籍又は国籍の表示	
子 氏 名	
年 月 日 名	
印紙	
令和何年何月何日	
日本国政府戸籍事務監査官	
何市何町長姓名	

付録第二十二号様式 第七十三条第一項の書面(日本産業規格A列四番) (第七十三条第一項関係)

第一 戸籍の登記事項証明書

(201) 全 開 席 事 項 記 明	
本 権 氏 名	
戸籍事項	
戸籍に記録されている者	<input type="checkbox"/> [A] <input type="checkbox"/> [B] <input type="checkbox"/> [C] <input type="checkbox"/> [D]
身分事項	
戸籍に記録されている者	<input type="checkbox"/> [A] <input type="checkbox"/> [B] <input type="checkbox"/> [C] <input type="checkbox"/> [D]
身分事項	

発行番号 (以下略)

(202) 全 開 席 事 項 記 明	
本 権 氏 名	
戸籍事項	
戸籍に記録されている者	<input type="checkbox"/> [A] <input type="checkbox"/> [B] <input type="checkbox"/> [C] <input type="checkbox"/> [D]
身分事項	
戸籍に記録されている者	<input type="checkbox"/> [A] <input type="checkbox"/> [B] <input type="checkbox"/> [C] <input type="checkbox"/> [D]
身分事項	

以下略

第二 戸籍の個人事項証明書

(203) 個 人 事 項 記 明	
本 権 氏 名	
戸籍事項	
戸籍に記録されている者	<input type="checkbox"/> [A] <input type="checkbox"/> [B] <input type="checkbox"/> [C] <input type="checkbox"/> [D]
身分事項	
戸籍に記録されている者	<input type="checkbox"/> [A] <input type="checkbox"/> [B] <input type="checkbox"/> [C] <input type="checkbox"/> [D]
身分事項	

以下略

第3 戸籍の一部事項証明書

本 籍 氏 名	(3) (1) 一 般 事 項 照 明
戸籍に記録されている者 【名】	
身分事項	
	以下余白

発行番号

第4 諸小計戸籍の全部事項証明書

本 籍 氏 名	(3) (1) 一 般 事 項 照 明
戸籍事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【性】 【住】 【登録】	
身分事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【性】 【住】 【登録】	
身分事項	
	以下余白

発行番号

以下余白

(3) (2) 全  
部  
事  
項  
照  
明

戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【性】 【住】 【登録】	
身分事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【性】 【住】 【登録】	
身分事項	
	以下余白

発行番号

第5 諸小計戸籍の個人事項証明書

本 籍 氏 名	(3) (1) 個 人 事 項 照 明
戸籍事項	
戸籍に記録されている者 【名】 【生年月日】 【性】 【住】 【登録】	
身分事項	
	以下余白

発行番号

発行者

付録第二十三号書式（第七十三条第三項関係）

付錄第二十三号書式(第七十三条第三項關係)

## 第一 戸籍の全部事項説明書

は、戸籍に記録されてい

第六章

## 第二 戸籍の個人事項説明書

これは、戸籍中の一郎の者について記録されている事項の全部を説明した書面である。

金和何年何月何日

何市町村長氏名

これは、戸籍に記録されている事項中、請求者が証明を求めた事項について証明し

36

#### 第四 除かれた戸籍の全部事項註明書

これは、降臨に記

##### 第五 除小された戸籍の個人表現と現象

これは、険路中の

何市町村民会

第六 除かれた戸籍

次者が説明を求める事項について

**付録第二十四号 第七十三条第一項の書面の記載のひな形（第七十三条第六項関係）**

执行器号:00000001

以下次頁

登録者情報		(602) 全国事例登録用
登録者名	田中 玲子	登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般
特別要件種類		特別要件登録用 登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般
初回要件種類		初回要件登録用 登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般
戸籍に記載されている者		【登録】 登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般
登録者情報	田中 玲子	登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般
被相続人		被相続登録用 登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般
戸籍に記載されている者		【登録】 登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般
登録者情報	田中 玲子	登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般
被相続人		被相続登録用 登録日: 2019年1月25日 登録地: 東京都千代田区 登録種別: 事件 登録区分: 一般 登録内容: 事件登録用 登録用紙番号: 123456789012345678 登録用紙区分: 一般

発行番号000001

以下次頁

出生		(6月) 生き重複用語
		【例】(1) お誕生日は毎年6月17日 【例】(2) お誕生日は毎年6月18日 【例】(3) お誕生日は毎年6月19日 【例】(4) お誕生日は毎年6月20日 【例】(5) お誕生日は毎年6月21日
入籍		【例】(1) お結婚式は毎年6月17日 【例】(2) お結婚式は毎年6月18日 【例】(3) お結婚式は毎年6月19日 【例】(4) お結婚式は毎年6月20日 【例】(5) お結婚式は毎年6月21日
養子登録		【例】(1) お養子登録は毎年6月17日 【例】(2) お養子登録は毎年6月18日 【例】(3) お養子登録は毎年6月19日 【例】(4) お養子登録は毎年6月20日 【例】(5) お養子登録は毎年6月21日
■欄に記載されている語		
【1】お誕生日		
【2】お結婚式		
【3】お養子登録		
【4】お出産		
【5】お出産子		
【6】お出産母		
【7】お出産地		
出生		【例】(1) お誕生日は毎年6月17日 【例】(2) お誕生日は毎年6月18日 【例】(3) お誕生日は毎年6月19日 【例】(4) お誕生日は毎年6月20日 【例】(5) お誕生日は毎年6月21日
死 亡		【例】(1) お出産は毎年6月17日 【例】(2) お出産は毎年6月18日 【例】(3) お出産は毎年6月19日 【例】(4) お出産は毎年6月20日 【例】(5) お出産は毎年6月21日
■欄に記載されている語		
【1】お誕生日		
【2】お結婚式		
【3】お養子登録		
【4】お出産		
【5】お出産子		
【6】お出産母		
【7】お出産地		

発行番号0000003

以下次頁

発行器号000001

以下次頁

発行番号:0000001  
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。  
令和何年何月何日

**付録第二十五号 第七十三条第一項の書面の記載  
例（第七十三条第六項関係）**



題名	著者名	出版社名	出版年月	版別	冊数	備考
新編 二十世紀世界文學	李惠宗著	中華書局	1982年1月	上	1	備註：新編 二十世紀世界文學 上





問題別に見立てるべき事項		問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項
問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項
問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項	問題別に見立てるべき事項

付録二十二号様式 戸籍の例題(第七十一条七項七要項)		主 題	
姓	名	(登記)日	主 題
本 旗	東京市東成田郡平岡町二丁目1番地		
氏 名	甲斐 義太郎		
戸籍場所	地 務		
戸籍前記	【登記】令和14年5月11日		
戸籍に記載されている者	【姓】甲斐 太郎 【性別】男 【年齢】40歳 【誕生日】昭和49年6月21日 【学年】中学生 【学年】四年生 【学年】男共		
身分事項	姓		
戸籍に記載されている者	【姓】甲斐 太郎 【性別】男 【年齢】40歳 【誕生日】昭和49年6月21日 【学年】中学生 【学年】四年生 【学年】男共		
身分事項	姓		
戸籍に記載されている者	【姓】甲斐 太郎 【性別】男 【年齢】40歳 【誕生日】昭和49年6月21日 【学年】中学生 【学年】四年生 【学年】男共		
身分事項	姓		
戸籍に記載されている者	【姓】甲斐 太郎 【性別】男 【年齢】40歳 【誕生日】昭和49年6月21日 【学年】中学生 【学年】四年生 【学年】男共		

(2) (1) 全般事項用	
身分事項	姓 名 平野義太郎 性別 男
	以下空欄
発行番号000002 これは、既報に記載されている事項の全部を記載した書面である。 令和元年何月何日	
何市町村住所名 横田	

(2) (1) 全般事項用	
本 籍 氏 名 東京都千代田区平野二丁目10番地 平野 義太郎	
戸籍用 姓 戸籍に記載されている者 【本】姓太郎 【生年月日】昭和49年4月21日 【性別】男 【学年】中学生 【年齢】14歳 【性別】男 【性別】男 身分事項	姓 姓 姓 以下空欄
死 亡 戸籍に記載されている者 【本】梅子 【生年月日】平成29年1月1日 【性別】女 【学年】小学校一年生 【年齢】10歳 【性別】女 【配偶者の氏名】横田義太郎 【生年月日】平成29年6月4日 【性別】男 【学年】小学校四年生 【年齢】10歳 【性別】男	以下空欄
身分事項	姓 姓 姓 以下空欄
発行番号000003 これは、既報に記載されている事項の全部を記載した書面である。 令和元年何月何日	
以下次頁	

(2) (1) 全般事項用	
戸籍に記載されている者 【本】ヨウ 【生年月日】平成29年2月2日 【性別】男 【学年】小学校一年生 【年齢】10歳 【性別】男 【配偶者の氏名】又 【生年月日】平成29年2月2日 【性別】女 【学年】小学校一年生 【年齢】10歳 【性別】女	
身分事項	姓 姓 姓 以下空欄
戸籍用 姓 戸籍に記載されている者 【本】義 【生年月日】平成29年12月8日 【性別】男 【学年】小学校一年生 【年齢】10歳 【性別】男 【配偶者の氏名】又	以下空欄
発行番号000003 これは、既報に記載されている事項の全部を記載した書面である。 令和元年何月何日	
何市町村長名 横田	

(2) (1) 全般事項用	
第一 一般の訂正	第二 戸籍の訂正
本 籍 氏 名 東京都千代田区平野二丁目10番地 平野 義太郎	
戸籍用 姓 戸籍に記載されている者 【本】義 【生年月日】昭和49年4月21日 【性別】男 【学年】中学生 【年齢】14歳 【性別】男 【配偶者の氏名】横田義太郎 【生年月日】平成29年6月4日 【性別】男 【学年】小学校四年生 【年齢】10歳 【性別】男	
身分事項	姓 姓 姓 以下空欄
済 済 戸籍に記載されている者 【本】義 【生年月日】昭和49年4月21日 【性別】男 【学年】中学生 【年齢】14歳 【性別】男 【配偶者の氏名】横田義太郎 【生年月日】平成29年6月4日 【性別】男 【学年】小学校四年生 【年齢】10歳 【性別】男	
発行番号000004 これは、既報に記載されている事項の全部を記載した書面である。 令和元年何月何日	
以下次頁	

〔印〕全般事項表	
消 除	<p>【消除】平成19年2月21日 【消除事由】妻の死に際して妻の扶養権が失効したため 【消除日】平成19年2月21日 【消除人】夫 【消除人氏名】甲斐正 【消除人誕生日】平成10年5月11日 【消除人性別】男 【消除人配偶】無 【消除人子供】無 【消除人孫】無 【消除人曾孫】無 【消除人孫子女】無 【消除人曾孫子女】無</p> <p>（以下余白）</p>

発行番号000004  
これは、戸籍に記載されている事項の全部を説明した書面である。

令和元年四月四日

何市町村長名 印

第二 一様の訂正	
〔印〕全般事項表	
本 姓 氏 名	東京都足立区本郷町一丁目1番地 西田 駿介
分 割 の 変 更	<p>【新姓】西田 【新氏名】西田駿介 【新誕生日】平成19年10月27日 【新性別】男 【新配偶】西田駿介の妻 【新子供】西田駿介の子 【新曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>
消 除	<p>【消除】平成19年4月21日 【消除事由】西田駿介の死による扶養権の失効 【消除日】平成19年4月21日 【消除人】夫 【消除人氏名】西田駿介 【消除人誕生日】平成10年5月11日 【消除人性別】男 【消除人配偶】無 【消除人子供】無 【消除人孫】無 【消除人曾孫】無 【消除人孫子女】無 【消除人曾孫子女】無</p> <p>（以下余白）</p>
名 の 変 更	<p>【新姓】西田 【新氏名】西田駿介 【新誕生日】平成19年11月8日 【新性別】男 【新配偶】西田駿介の妻 【新子供】西田駿介の子 【新曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>

発行番号000005  
以下次表

〔印〕全般事項表	
本 姓 氏 名	西田駿介
訂 正	<p>【訂正】平成20年5月20日 【訂正事由】戸籍正誤の確認 【訂正事由】戸籍正誤の確認 【訂正日】平成20年5月20日 【訂正人】夫 【訂正人氏名】西田駿介 【訂正人誕生日】平成10年5月11日 【訂正人性別】男 【訂正人配偶】西田駿介の妻 【訂正人子供】西田駿介の子 【訂正人孫】西田駿介の孫 【訂正人曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>
分 割 の 変 更	<p>【新姓】西田 【新氏名】西田駿介 【新誕生日】平成19年11月8日 【新性別】男 【新配偶】西田駿介の妻 【新子供】西田駿介の子 【新曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>
消 除	<p>【消除】平成20年5月20日 【消除事由】西田駿介の死による扶養権の失効 【消除日】平成20年5月20日 【消除人】夫 【消除人氏名】西田駿介 【消除人誕生日】平成10年5月11日 【消除人性別】男 【消除人配偶】西田駿介の妻 【消除人子供】西田駿介の子 【消除人孫】西田駿介の孫 【消除人曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>

発行番号000006  
これは、戸籍に記されている事項の全部を説明した書面である。

令和元年四月四日

何市町村長名 印

**付録第二十八号様式 本籍の更正（第七十三条第十一項関係）**

付録第二十八号様式 本籍の更正（第七十三条第十一項関係）	
〔印〕全般事項表	
本 姓 氏 名	東京都足立区本郷町一丁目1番地 西田 駿介
分 割 の 変 更	<p>【新姓】西田 【新氏名】西田駿介 【新誕生日】平成20年5月20日 【新性別】男 【新配偶】西田駿介の妻 【新子供】西田駿介の子 【新曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>
消 除	<p>【消除】平成19年4月21日 【消除事由】西田駿介の死による扶養権の失効 【消除日】平成19年4月21日 【消除人】夫 【消除人氏名】西田駿介 【消除人誕生日】平成10年5月11日 【消除人性別】男 【消除人配偶】西田駿介の妻 【消除人子供】西田駿介の子 【消除人孫】西田駿介の孫 【消除人曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>
名 の 変 更	<p>【新姓】西田 【新氏名】西田駿介 【新誕生日】平成19年11月8日 【新性別】男 【新配偶】西田駿介の妻 【新子供】西田駿介の子 【新曾孫】西田駿介の孫</p> <p>（以下余白）</p>

発行番号000007  
これは、戸籍に記されている事項の全部を説明した書面である。

令和元年四月四日

何市町村長名 印

付録第二十九号書式（第七十三条の三関係）

□ 本録の文書に記載されている事項の文書を証明した書面である。  
□ 証明書の文書を証明するものである。  
□ 本録の文書に記載されている事項の文書を証明した書面である。  
□ 証明書の文書を証明するものである。  
□ 本録の文書に記載されている事項の文書を証明した書面である。  
□ 証明書の文書を証明するものである。

河内町村長氏名  
（欄印）

付録第三十号書式（第七十八条の五第二項関係）

これは、前著物持株の内容を証明した書面である。  
（戸籍法第120条の第1項）  
令和4年6月10日

河内町村長氏名  
（欄印）

付録第三十一号書式（第七十九条の二第二項関係）

付録第三十一号書式（第七十九条の二第一項関係）

これは、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書である。  
（戸籍法第120条の3）  
令和4年6月10日

河内町村長氏名  
（欄印）

付録第三十二号様式（第七十九条の一の二第一項関係）

付録第三十二号様式（第七十九条の二第一項関係）

これは、戸籍電子証明書用機器登録料である。  
（戸籍法第120条の3第2項）  
令和4年6月10日

河内町村長氏名  
（欄印）

これは、除籍電子証明書用機器登録料である。  
（戸籍法第120条の3第2項）  
令和4年6月10日

河内町村長氏名  
（欄印）

付録第三十三号書式(第七十九条の六関係)  
 第一 戸籍の一部を記載した者の名前  
 これは、戸籍に記載されている事項の一部を記載したものである。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名

付録第三十四号書式(第七十九条の十一第一項関係)  
 第二 戸籍の一部を記載した者の名前  
 これは、戸籍中の一部の事項について記載されている事項の全部を記明したものである。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名

付録第三十五号様式(第七十九条の十二第二項の書面)  
 第三 戸籍の一部を記載した者の名前  
 これは、戸籍に記載されている事項の全部を記明したものである。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名

付録第三十六号書式(第七十九条の十二第五項関係)  
 第四 戸籍の一部を記載した者の名前  
 これは、戸籍に記載されている事項の全部を記明したものである。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名

付録第三十三号書式(第七十九条の六関係)  
 第五 戸籍の一部を記載した者の名前  
 これは、戸籍に記載されている事項の全部を記明したものである。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名

付録第三十四号書式(第七十九条の十一第一項関係)  
 第六 戸籍の一部を記載した者の名前  
 これは、戸籍に記載されている事項の全部を記明したものである。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名

付録第三十三号書式(第七十九条の六関係) 付録第三十四号書式(第七十九条の十一第一項関係) 付録第三十五号様式(第七十九条の十二第二項の書面) 付録第三十六号書式(第七十九条の十二第五項関係)	
第一 戸籍の一部を記明した者名	
姓	名
戸籍に記載されている者	
[印]	
身分事項	
[印]	
以上合計	
施行番号	
第一 戸籍の一部を記明した者名	
姓	名
戸籍に記載されている者	
[印]	
身分事項	
[印]	
以上合計	

付録第三十三号書式(第七十九条の六関係)  
 第一 戸籍の一部を記明した者名  
 これは、戸籍に記載されている事項の一部を記明した者名である。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名

付録第三十四号書式(第七十九条の十一第一項関係)  
 第二 戸籍の一部を記明した者名  
 これは、戸籍に記載されている事項の一部を記明した者名である。  
 令和元年何月何日

河市町村長氏名